

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

●特定化学物質（塩素・硫酸・塩ビ・クロム・フッ化水素・臭化メチル……労安法施行令別表第3）、四アルキル鉛等による身体の異常・中毒・各種疾病の発生や職場内外におよぼす環境汚染は、全国民の関心事であります。これら等の物質を取扱う作業には、作業主任者を選任しなければなりません。この技能講習を下記により開催致します。

1. 講習日程

第1日目	令和3年6月3日(木)	学科	8:30~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特化物による障害及び四アルキル鉛の病理、症状とその予防・応急処置 ・ 労働環境の改善方法 ・ 保護具 ・ 関係法令 (講義終了後学科試験)
第2日目	令和3年6月4日(金)	学科	8:30~16:00	

2. 講習概要

会 場	株式会社 奈良新聞社 3階会議室 奈良市法華寺町2番地4	近鉄新大宮駅下車北へ徒歩10分 駐車場は利用できません。
定 員	40名 (先着順 受講者15人以下の場合は実施いたしません)	
申込方法	申込書(様式1号)に所要の事項を記入し、写真・住所等の判るものを添付のうえ、受講料・テキスト代を添えて申し込みのこと。持参又は郵送可。電話でのご予約はできません。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書郵送の場合の、受講料・テキスト代は振込及び現金書留にて受付けます。 ・ 振込みの場合、領収証は発行いたしません。必要な場合は申し添えてください。 ・ 申込書及び受講料確認後に受講票を送付します。 	
	【申込先】	公益社団法人 奈良県労働基準協会 〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 電話 0742-36-2040
	【振込口座】	南都銀行 大宮支店 普通 322116 公益社団法人 奈良県労働基準協会
【受講取消】	申込み後の変更・取消しは講習日4日前(土・日・祝日・協会休日を除く)までに連絡して下さい。以後の変更・取消し及び不参加の場合受講料等の返却はいたしません。	
持参するもの	受講票、筆記用具(鉛筆等)、ノート	

3. 受講料

単位：円

	受 講 料	テキスト代等	計
(公社)奈良県労働基準協会 会員	14,650	1,650	16,300
非 会 員	14,650	1,980	16,630